

## 規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

### 埼玉県教育委員会規則第三十六号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「以下この項において同じ」を「」に百分の百・四七を乗じて得た額（以下この項及び次条において「算定基礎給料月額」という）に、「給料月額の」を「算定基礎給料月額の」に、「相当する額。」を「相当する額」に改める。

第二条中「調整基本額」の下に「及び算定基礎給料月額」を加える。

#### 附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。